

税務課からのお知らせ

平成20年度国民健康保険税の税率について

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の各税率から計算されています。

平成20年度からは、後期高齢者医療制度が創設されたことにより、後期高齢者の医療を支援することとなりましたので、新たに後期高齢者支援金分が設けられました。

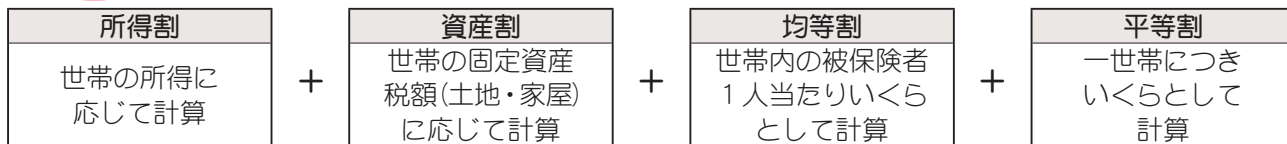
平成20年度国民健康保険税の税率を次のように変更します。

	医療分		介護分(40~64歳)		支援分	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
所得割	100分の7.7%	据え置き	100分の1.9%	据え置き	/	100分の1.5%
資産割	100分の20.0%	100分の8.3%	100分の4.0%	100分の2.0%		100分の1.7%
均等割	23,000円	20,400円	7,750円	6,600円		4,200円
平等割	26,000円	22,200円	5,550円	5,400円		4,800円

一世帯当たりの保険税額の決まり方

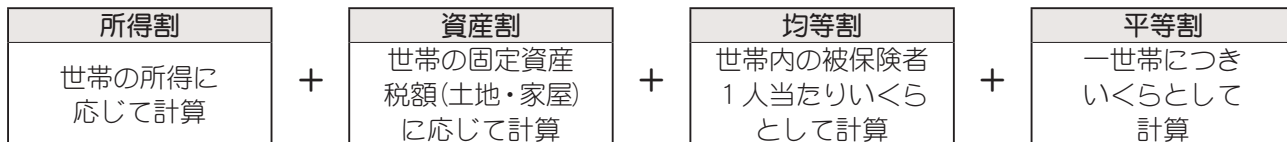
所得割・資産割・均等割・平等割の4つの項目を組み合わせて一世帯ごとの保険税額が決められます。

医療分



※課税限度額が56万円から47万円に引き下げられました。これは新たに後期高齢者支援金分が創設されたためです。

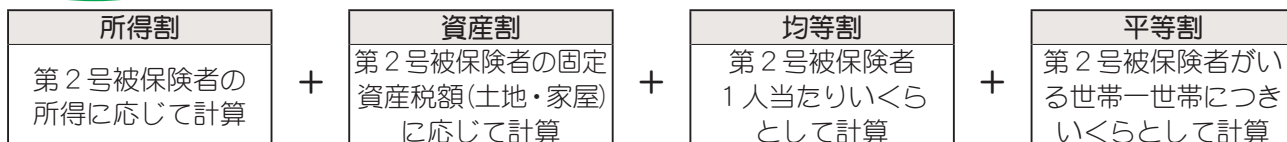
支援分



※課税額の合計が12万円を超えた場合は、12万円となります。

介護分

…国保に加入している40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)について医療分等と同様に決められます。



※課税額の合計が9万円を超えた場合は、9万円となります。

国民健康保険税

=

医療分

+

支援分

+

介護分

国民健康保険税の緩和措置

後期高齢者医療制度の創設に伴い、以下に該当する世帯に対して、国民健康保険税の緩和措置を行います。

①軽減判定についての見直し措置(5年間)

保険税の軽減に関して、国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保加入者が減少しても、移行した方も含めた人数及び総所得合計額で軽減判定を行い、要件に該当すれば軽減措置を受けることができます。

②平等割額に関する軽減措置(5年間)

国保加入者が、後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となる方について、医療分と支援分の平等(世帯)割額が半額になります。

③旧被扶養者に対する減免措置(2年間)

※「旧被扶養者」とは、後期高齢者医療制度に移行した社会保険等の加入者の被扶養者で、国保に移行した65歳以上の方。

旧被扶養者については、新たに保険税を負担することになるため、旧被扶養者に係る所得割、資産割が免除となります。また、旧被扶養者に係る均等(1人当たり)割額を半額とし、旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等(世帯)割額が半額となります。(※ただし、申請が必要です。)

お知らせ

平成17年1月1日現在において、65歳に達していた方は、平成19年度において所得割額の算定基礎から7万円を控除していましたが、平成20年度からこの控除がなくなりました。

軽減判定についても、軽減基準所得(公的年金等の所得から15万円を控除した額)からさらに7万円を控除していましたが、平成20年度からこの控除がなくなりました。

なお、国保税の2割軽減についての申請は、不要となりました。

平成20年10月から、65～74歳の年金受給者の世帯主を対象に、特別徴収(年金から天引き)が始まります。

問い合わせ 税務課 ☎982-1111(内線533)

平成19年中に所得が減り、所得税が課税されなくなった方は、 申告により住民税が還付される場合があります

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲により、多くの方は住民税が増加し、所得税が減少することとなりました。

退職などによって、平成19年に所得が減り、所得税が課税されなくなった方等に対する税負担の調整措置として、一定の条件を満たす方については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税額相当分を還付する制度が設けられています。

(※この所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要です。)

■還付の対象となる可能性がある方(例)

- ①出産や病気のため長期休職していた方
- ②定年退職した方や依願退職した方
- ③自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

①～③で、平成18年中は所得があり、所得税が課税されていたが、平成19年分の所得税が課税されなかった方。

■減額申告書の提出期間 7月1日(火)～31日(木)

■提出場所

平成19年1月1日現在にお住まいの市町村(伊予市の場合は、税務課、中山・双海地域事務所総合窓口課に提出してください。)

※平成19年1月1日及び平成20年1月1日に伊予市にお住まいの方(住民票がある方など)で、還付の対象となる可能性がある方には、ご案内を送付する予定です。平成19年中に伊予市に転入された方は、平成19年1月1日にお住まいの市町村へお問い合わせください。(減額申告書は、提出窓口にも置いてあります。また、伊予市ホームページからもダウンロードできます。)

■問い合わせ 税務課 ☎982-1111(内線531～534)

AED(自動体外式除細動器)の無料貸し出しを始めました

■問い合わせ 防災安全課(内線564)



市では、市民の皆さんが安全で安心して生活できるまちづくりの一環として、AED(自動体外式除細動器)の無料貸し出しを始めました。

■貸出料 無料(ただし、貸出期間中の運搬や維持管理に要する経費は自己負担)

■貸出対象 市内において、市民10人以上が参加する営利を目的としない行事を主催する団体

■貸出条件 医療従事者、又は、AEDの取り扱いを含む救命講習等を受講した者が、常時会場等に配置する場合